

固定資産税 ・都市計画税

24年度のあらまし

課税標準額とは、税額を算出するに当たって、その基礎となる額です。原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。ただし、法律に基づく課税標準の特例が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低くなります。

課税標準額とは、税額を算出するに当たって、その基礎となる額です。原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。ただし、法律に基づく課税標準の特例が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低くなります。

課税標準額とは、税額を算出するに当たって、その基礎となる額です。原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。ただし、法律に基づく課税標準の特例が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低くなります。

課税標準額とは、税額を算出するに当たって、その基礎となる額です。原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。ただし、法律に基づく課税標準の特例が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低くなります。

課税標準額とは、税額を算出するに当たって、その基礎となる額です。原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。ただし、法律に基づく課税標準の特例が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低くなります。

課税標準額とは、税額を算出するに当たって、その基礎となる額です。原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。ただし、法律に基づく課税標準の特例が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低くなります。

課税標準額とは、税額を算出するに当たって、その基礎となる額です。原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。ただし、法律に基づく課税標準の特例が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低くなります。

課税標準額とは、税額を算出するに当たって、その基礎となる額です。原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。ただし、法律に基づく課税標準の特例が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低くなります。

◎固定資産税とは
毎年1月1日現在、土地・家屋・償却資産を所有する方が、その資産価値に応じて納める税です。税率は1・4割です。

◎都市計画税とは
毎年1月1日現在、土地・家屋を所有する方が、その資産価値に応じて納める税で、都市整備などの費用に充てられる目的税です。税率は0・27割です。

◎固定資産税・都市計画税の税額は、「課税標準額×税率」によって算出されます。

◎土地の評価および税負担について
24年度の価格を算出するに当たって、3年に1度の固定資産価格の見直し(評価替え)を行いました。具体的には、23年1月1日を価格調査基準日とし、新たな地価調査を行い、24年度の評価額を算出しました。

◎家屋の評価および税負担について
24年度は評価替えの年度に当たって、新しい評価基準によって新築分家屋の評価を行いました。また、在来分家屋もこの基準によって見直しを行い、建築時から年数の経過に応じた減価率を反映して、24年度の評価額を算出しました。ただし、算出した新評価額が前年度を上回った場合は、前年度の評価額に据え置き、下回った場合は算出された新評価額となります。

◎新築住宅の軽減適用終了について
次の期間に新築され、固定資産税の新築軽減が適用されていた家屋は、23年度で軽減の適用が終了となり、本来の税額に戻ります。

◎対家屋
①20年1月2日～21年1月1日に建築されたもの
②18年1月2日～19年1月1日に建築されたもの
③3階建て以上の中高層耐火住宅など

◎固定資産税・都市計画税納税通知書を発送します
24年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月1日(火)に発送します。第1期の納期限は5月31日(木)です。
【注意】広報3月15日号でお知らせの通り、24年度から

◎長期間安静を必要とする病状または精神の障害により、日常生活に著しい制限を受ける児童
【手当月額】一級11万5千400円、二級11万3千570円、三級11万3千570円

◎都市計画税とは
毎年1月1日現在、土地・家屋を所有する方が、その資産価値に応じて納める税で、都市整備などの費用に充てられる目的税です。税率は0・27割です。

◎固定資産税・都市計画税の税額は、「課税標準額×税率」によって算出されます。

◎土地の評価および税負担について
24年度の価格を算出するに当たって、3年に1度の固定資産価格の見直し(評価替え)を行いました。具体的には、23年1月1日を価格調査基準日とし、新たな地価調査を行い、24年度の評価額を算出しました。

◎家屋の評価および税負担について
24年度は評価替えの年度に当たって、新しい評価基準によって新築分家屋の評価を行いました。また、在来分家屋もこの基準によって見直しを行い、建築時から年数の経過に応じた減価率を反映して、24年度の評価額を算出しました。ただし、算出した新評価額が前年度を上回った場合は、前年度の評価額に据え置き、下回った場合は算出された新評価額となります。

◎新築住宅の軽減適用終了について
次の期間に新築され、固定資産税の新築軽減が適用されていた家屋は、23年度で軽減の適用が終了となり、本来の税額に戻ります。

◎対家屋
①20年1月2日～21年1月1日に建築されたもの
②18年1月2日～19年1月1日に建築されたもの
③3階建て以上の中高層耐火住宅など

◎固定資産税・都市計画税納税通知書を発送します
24年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月1日(火)に発送します。第1期の納期限は5月31日(木)です。
【注意】広報3月15日号でお知らせの通り、24年度から

◎長期間安静を必要とする病状または精神の障害により、日常生活に著しい制限を受ける児童
【手当月額】一級11万5千400円、二級11万3千570円、三級11万3千570円

◎長期間安静を必要とする病状または精神の障害により、日常生活に著しい制限を受ける児童
【手当月額】一級11万5千400円、二級11万3千570円、三級11万3千570円

各予算が成立しました

24年度一般会計暫定予算、下水道事業特別会計暫定予算、特別会計予算

3月27日に開かれた第1回市議会定例会において国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の3特別会計について予算が成立しました。一般会計および下水道事業特別会計については、3月29日に開かれた第1回市議会臨時会において4月～6月を期間とした暫定予算が成立しました。



暫定予算とは、本予算が成立するまでの間、市民生活に大きな影響を与えることのないよう、必要な経費を、期間を定めて執行するもので、7706へ。

各種手当のご案内

特別児童扶養手当、特別障害者手当など

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当については、24年度手当額が改定されました。

◎特別児童扶養手当
次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母、または養育者に支給されます。

◎特別障害者手当
20歳以上で重度の障害があるため、日常生活に常時特別

◎障害児福祉手当
20歳未満で重度の障害があるため、日常生活に常時介護を必要とする方(身体障害者手帳1・2級程度または愛の手帳1・2級程度)の方、これらと同等の疾病、精神障害の方)に支給されます。

◎心身障害者福祉手当
20歳以上で心身に障害のある方(身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1・3級の方、脳性まひまたは進行性筋萎(い)縮症の方)に支給されます。

◎特別障害者手当
20歳以上で重度の障害があるため、日常生活に常時特別

市民税・都民税の申告はお済みですか

申告はお済みですか

公的年金などの収入が40万円以下の方で、そのほかの所得が20万円以下の方でも申告が必要な場合があります。

除料控除(介護保険料、国民健康保険料(料)、後期高齢者医療保険料、生命保険料控除、医療費控除、寡婦(夫)控除)の申告が必要となります。

国民年金
納付が困難な学生の方は、学生納付特例をご利用ください

20歳以上の方は、学生であつても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大)教育法に規定する大学(大)教育法に規定する大学(大)

介護保険料特別徴収(年金天引き)の方へ

仮徴収のお知らせ

介護保険料は、毎年7月に市民税の課税内容を基に

決定します。そのため、4月・6月・8月の保険料は仮徴収として、2月と同額を納めていただきます。

7月に保険料が決定した後、年間保険料額と仮徴収額との差額を、10月・12月・翌年2月の3回に分けて納めていただくこととなります。

仮徴収のお知らせ

24年度の介護保険料は7月中旬にお知らせします。

470・7777(内線4910、4911)へ。

明るい選挙推進委員が決まりました

決まりました

東久留米市明るい選挙推進委員に左表の20人の方が委嘱されました(敬称略、投票区方により深い関心を持って

の2年間です。推進委員は政治と選挙をより身近なものにし、有権者の活動を促す役割を担います。

詳しくは選挙管理委員会事務局470・7790へ。

東久留米市 明るい選挙推進委員

投票区	氏名
1	奥住 喜美子
2	赤檜 富美子
3	関 紀子
4	内田 滋
5	土岐 和代
6	前田 牟津子
7	大木 久
8	守谷 啓子
9	笹本 玲子
10	當麻 イセ子
11	渡邊 淳子
12	中山 君子
13	白川 公子
14	佐々木 久利子
15	兵藤 美佐子
16	村越 章子
17	小川 幸子
18	峯岸 松枝
19	佐野 寿美江
20	鴨志田 博

